

令和8年度 鉄道駅とまちに関する基本調査業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和8年度 鉄道駅とまちに関する基本調査業務委託

2. 業務目的

多気町内の広域交通は、バスやデマンドタクシーがあり、道路に関しては伊勢自動車道と紀勢自動車道が整備され、自家用車での広域的なアクセス利便性は高い状況にある。

一方、鉄道はＪＲ紀勢本線が通過しており、町内の特急停車駅として多気駅があるが、町の東端に位置するため、特に観光客のアクセス利便性の確保には二次交通との連携が重要となる。また、交通サービス事業者の乗務員不足・高齢化が深刻化しており、年々厳しい運営状況にあることや、生活を支える基盤施設である病院や店舗の閉鎖、高齢者の運転免許証返納といった交通需要の変化など、公共交通を取り巻く環境が大変厳しいものになることが見込まれる中で、日常生活に必要な移動ができるための公共交通を維持していくことが求められている。

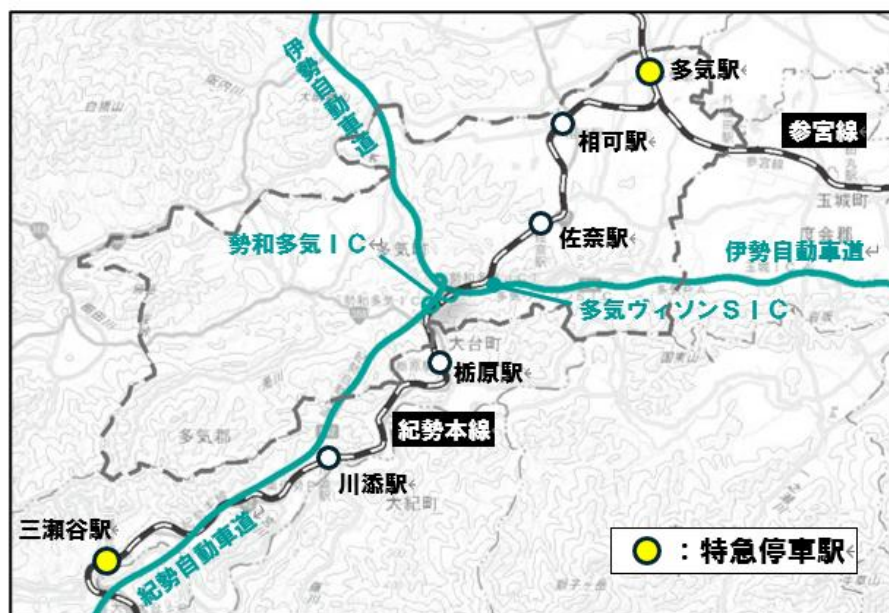
そこで本調査は、町内への鉄道による広域的なアクセス利便性をさらに高めることを目的とする。具体的には、VISON（ヴィソン）付近を候補地とした新駅の設置可能性や、既存駅からの交通アクセスを含めた総合的な交通方策を検討するとともに、新駅設置が周辺地域にもたらす波及効果について検証を行う。

3. 調査対象位置・範囲

調査対象区間：ＪＲ紀勢本線のうち多気町内の区間

関連検討範囲：上記区間の沿線地域及び既存駅（多気駅、佐奈駅、相可駅等）並びにVISON周辺地域を含む、二次交通による接続が想定される多気町全域

位置図



4. 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 町内の地域特性及び公共交通の現状把握

町内鉄道沿線の人口分布、土地利用、観光等主要施設の立地状況などの地域特性を、既存資料及び現地踏査により把握する。

公共交通の路線網・サービス水準（運行本数、運行時間帯、運賃、乗降実績等）、鉄道施設概況（線形、施設・構造物、踏切、駅間距離等）を把握する。

上位計画・関連計画（総合計画、総合戦略、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域公共交通計画、観光振興計画等）における鉄道沿線の将来の位置づけを整理する。

(2) ニーズ把握調査の実施

① 計画準備

鉄道駅を利用した町内来訪者の利用者予測に活用するため、アンケート調査の実施計画を立案し、調査票（案）を作成する。調査票は町との協議により確定する。

② 調査の実施

1) 大規模集客施設来訪者ヒアリング

項目	内容
対象	町内の大規模集客施設であるVISONへの来訪者
方法	調査員によるヒアリング形式
実施日	来訪が多く見込まれる1日
実施場所	VISON駐車場等（施設管理者との調整を要する）
回収目標数	400通

2) 観光来訪者アンケート

項目	内容
対象	これまでに多気町への来訪経験のある観光客
方法	インターネットによるWeb形式

項目	内容
回収目標数	1,000 通

いずれの調査についても、実施に必要な調査員の配置、資材の準備、施設管理者等との事前調整は受託者の負担とする。

③ 結果集計・分析

回収した各調査票のデータ入力・クリーニングを行い、単純集計及びクロス集計を実施する。

来訪目的、来訪手段、居住地、同行者、消費行動、鉄道での町内来訪意向等の観点から分析を行う。

(3) 利便性向上策の検討

① 向上策検討候補地の絞り込み

前項(1)～(2)の結果を踏まえ、鉄道での町内来訪利便性の向上に向けた候補地を複数抽出し、比較評価により有力箇所を選定する。

② 整備事例の整理

本調査の特性を踏まえ、鉄道を活用した来訪利便性の向上に関わる整備事例（新駅設置、駅前広場整備、二次交通との連携等）を整理する。

(4) 鉄道利用者数の予測

① 予測条件の整理

予測手法、開業想定年、活用するデータ、将来計画の考慮等、予測に必要な諸条件を整理する。

② 利用者数の予測

上記①で整理した内容を踏まえ、鉄道での来訪者を含む利用者数の予測を行う。観光需要・生活需要の別、及び複数ケース（需要の高位・低位等）を想定した検討を行う。

(5) 施設計画の検討

① 検討条件の整理

鉄道施設整備及び関連する交通施設整備に関わる法令、基準、規定、制約条件等、考慮すべき事項を整理する。

② 駅施設規模の検討

駅の予測利用者数に基づき、必要となる駅の業務施設及び旅客サービス機能・規模を検討する。

③ 駅前広場面積の算定

駅の予測利用者数と、駅前広場に関わる道路・バリアフリー基準、及び利便性向上策を考慮し、必要となる駅前広場の機能と規模（交通施設数・面積）を検討し、必要面積を把握する。

(6) 基本計画の作成

① 整備形態の整理

整備有力箇所において、鉄道の線形や施設・構造物の状況、沿線の地形・土地利用・施設立地状況を踏まえ、駅施設及び駅前広場の整備形態を設定する。

② 駅施設計画案の検討

上記①で設定した整備形態について、各種基準及び駅予測利用者数・施設規模の検討結果を基本に、駅施設整備計画（ $S = 1/500$ 程度）を立案する。

③ 駅前広場及び周辺道路の概略検討

設定した駅前広場の機能・施設規模を基に、上記②で立案する駅施設計画に対応する駅前広場形態の検討（ $S = 1/1,000$ 程度）を行う。

(7) 運行ダイヤへの影響検討

鉄道駅の列車停車種別（特急・普通列車）や運行本数の変更を想定し、列車運行ダイヤへの影響及び対応策について概略的に検討を行う。

(8) 事業性の検討

① 概算事業費の算出

前項（6）の計画図を基に、各施設の概算数量を算定し、 m^2 または m 当たり単価等を設定して、整備に関わる概算事業費を算出する。

前項（7）の対応策の検討結果に応じ、必要となる概算事業費を算出する。

② 鉄道事業者の収支の検討

利用者の予測結果に基づいた収入と、整備計画に伴う駅施設維持管理費を設定し、鉄道事業者の収支を検討する。

(9) 整備効果の検討

来訪者の増加に伴って見込まれる定性的・定量的な整備効果（観光入込客数、地域経済への波及、生活交通の利便性向上、環境負荷の低減等）を検討する。

(10) 二次交通・アクセス方策の検討

新駅設置案と既存駅活用案の双方について、バス・デマンドタクシー・シェアサイクル・レンタカー等との接続方策、乗継ぎ拠点の考え方を整理する。

鉄道駅とVISION等主要施設を結ぶアクセス手段の概略ルート・運行形態案を検討する。

(11) 今後の検討課題・進め方の整理

事業化に向けた課題（用地、関係者調整、財源、事業スキーム等）を整理し、想定される検討フロー・ロードマップ（案）を作成する。

(12) 関係機関との協議支援

計画案の内容について、鉄道事業者と確認をしながら進めるための協議資料を作成する。

協議に同席し、説明及び意見の把握・とりまとめを行う。

必要に応じ、三重県等関係機関との協議に係る資料作成・同席支援を行う。

(13) 報告書作成

本調査の検討結果を取りまとめ、報告書（A4版、印刷製本3部）を作成する。

概要版（A4版、数ページ程度）を併せて作成する。

(14) 設計協議（打合せ協議）

時期	回数
業務着手時	1回
中間時（作業の確認・進捗状況報告）	3回
成果品原案完成時	1回
計	5回

各打合せの議事録は受託者が作成し、町の確認を受けるものとする。

6. 成果品

成果品	数量
報告書（A4版ファイル綴じ）	3部
概要版（A4版）	3部
計画図（駅施設整備計画 S = 1/500 程度、駅前広場 S = 1/1,000 程度）	各 3部
アンケート調査票・集計表	1式
打合せ議事録	1式
その他必要な書類	1式
上記の電子データ（CD-R等）	1式

電子データは、原則としてPDF形式及び編集可能な形式（Word、Excel、CAD等）の両方で納品すること。

図面はCADデータ、位置情報を含むものはGISデータでの提出を求める場合がある。

7. 貸与資料

町が保有する既存計画・統計資料、公共交通に関する運行実績資料、地形図等を必要に応じ貸与する。

貸与資料は業務完了後、速やかに返却すること。

8. 遵守事項

本業務の実施にあたっては、関係法令、各種基準・要領等を遵守すること。

業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。個人情報を取り扱う場合は、多気町個人情報保護に関する条例等に基づき適正に管理すること。

アンケート調査の実施にあたっては、対象者に対して調査目的を十分説明し、任意の協力に基づき実施すること。

業務内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、町と協議の上、決定するものとする。

業務の全部又は主要部分を第三者に再委託してはならない。一部を再委託する場合は、

あらかじめ町の承諾を得ること。

業務の実施状況について、町の求めに応じ報告すること。

9. 業務工程

契約後速やかに業務工程表を作成し、町に提出すること。

以上